

提案書

平成 21 年 2 月 9 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

〒650-0027

(こうべしちゅうおうくなかまちどおり 2-3-2)

神戸市中央区中町通 2-3-2

(かんさいブロードバンドかぶしきがいしゃ)

関西ブロードバンド株式会社

(だいひょうとりしまりやく みす ひさし)

代表取締役 三須 久

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」
に関し、別紙のとおり提案します。

別紙

検討項目

2. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

(3) ネットワークインフラの利活用

1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間におけるWDM装置の設置

非ブロードバンド地域におけるブロードバンド化の最大の阻害要因は、中継ダークファイバの空き芯線が無いことである。都市部のダークファイバの過剰保留とは全く別の問題であり、別に論じなければならない。

弊社は、非ブロードバンド地域のダークファイバについて論じます。

①WDM装置の既設区間

ア 貸出ルール

約款としてルールを整備する必要があります。

イ 接続料金

WDM装置の更改は、NTT殿の意思によって行われますが、他事業者の利用料金はそれによって左右されるべきものではない。

1芯を波長分割して生じた複数波長の中の1波長と波長分割されていない1芯は、同一の単位として捉えるべき。

ウ 情報開示

WDM設置区間・貸出可能波長数（ランク表記）を事業者に開示。

②WDM装置が設置されていない区間

ア 代替手段が存在する場合

代替手段が、WDMより経済的である場合はWDMは不要です。

イ WDMのコスト

CWDM等比較的短距離の波長多重度の少ない(2波～8波程度)WDM装置なら低コストで実現可能。

ウ 新たな投資負担・既存利用者の収容替え

原則受益者負担ですが、国・地方公共団体の補助金も考慮すべき。

既存利用者の収容替えは、道路工事によるファイバー接続断等と同様に考えれば、WDM導入の阻害要因にはならない。

③その他、検討すべき事項

NTT殿保有の予備芯線と試験用芯線についての概念の開示。

NTT殿保有の予備芯線の開放。

NTT殿の過剰保留芯線の開放。